平成24年度 第1回山形県屋外広告物審議会議事録

- 1 日 時 平成 24 年 12 月 13 日 (木) 14 時 00 分から 15 時 40 分
- 2 場 所 県庁 1002 会議室
- 3 出席委員 和田会長、山畑委員、高澤委員、深澤委員(代) 岡委員(代) 世取山委員(代) 佐藤委員、島津委員、増田委員、槻林委員

欠席委員 秋野委員、杉山委員、福田委員、三原委員、市川委員、遠藤委員

- 4 議事録署名委員 高澤委員、増田委員
- 5 議 事

議事

山形県屋外広告物条例における広告物等の

管理に関する規定の改正について 【資料 - 1】

報告事項

(1) 遊佐町の都市計画決定路線の屋外広告物規制の方向性 【資料 - 2】

(2) 違反広告物の現状と今後の方向性 【資料-3】

(3) 業界と屋外広告物行政の連携について 【資料-4】

(4) 最近の改善事例

議事

(事務局)

所定の時刻になりましたので、ただいまより屋外広告物審議会を開会いたします。本 日の進行を努めます都市計画課課長補佐の多田と申します。

会議に先立ちまして、山形県県土整備部次長の相田より御挨拶申し上げます。

(山形県県土整備部次長相田) 挨拶

(事務局)

今年度、最初の審議会となりますので、委員の皆様を御紹介申し上げます。

まず、学識経験者として委員を委嘱している皆様を御紹介いたします。

山形大学地域教育文化学部教授 和田直人様です。和田委員には本審議会の会長を務めていただいております。 東北芸術工科大学デザイン工学部教授 山畑信博様です。 山畑委員には本審議会の会長職務代理者を務めていただいております。山形大学大学院 高澤由美 様です。

なお、本日、株式会社日本カラーデザイン研究所 杉山朗子様、元鮭川村エコパーク 推進員 福田真紀様 、社団法人山形県建築士会鶴岡田川支部幹事秋野公子様、東北公 益文科大学公益学部教授 三原容子様は、所用により欠席となっております。

続きまして、広告業者の代表として委員を委嘱している皆様を御紹介いたします。山 形県屋外広告物美術協同組合理事長 増田隆様です。山形県広告業協会事務局長 槻林 仁様です。

続きまして、県議会議員の代表として委員を委嘱している皆様を御紹介いたします。 山形県議会議員の 佐藤昇様です。山形県議会議員の 島津良平様です。

最後に、関係行政機関の委員を御紹介いたします。山形県商工労働観光部長です。本

日は山川産業政策課長が代理で出席されております。山形県警察本部長です。本日は、 渡辺生活環境課長が代理で出席されております。山形県県土整備部長です。本日は、相 田県土整備部次長が代理出席であります。

この他、市町村の長を代表する者として、市川山形市長と遠藤山辺町長へ委員を委嘱しておりますが、本日欠席となっております。

以上、委員の皆様を御紹介させていただきました。

また、皆様には、本審議会で知りえた個人情報は正当な理由なく他人に知らせてはいけない守秘義務がありますので、念のため申し添えます。

本日の審議会の開会要件について御報告いたします。委員16名中10名の御出席をいただきました。山形県屋外広告物審議会規則第4条第2項の規定により、本審議会が開会要件(過半数)を満たしていることを御報告いたします。

なお、本日の審議会は公開となっておりますが、報道関係者、一般傍聴人は現在、ございません。

山形県屋外広告物審議会規則第4条第 1 項の規定により、当審議会では会長が議長になるとされておりますので、和田会長に議長をお願い申し上げます。

(議長)

和田でございます。本日は皆様の御協力を得まして、議長の職責を果たしたいと思いますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、議事録署名委員2名を御指名致します。高澤委員、増田委員、 よろしくお願いします。

それでは本日の議事であります、

「山形県屋外広告物条例における広告物等の管理に関する規定の改正について」について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

~資料-1のスライドで説明~

(議長)

先ほど説明がありました件について、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。御 意見のある方、挙手をお願いします。

(山畑委員)

基本的にこのような改正は望ましいと思います。「(1)法第十条第二項第三号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)が広告物の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者」は屋外広告士ですか?

(事務局) 屋外広告士です。

(山畑委員) 「建築士」と同様にわかりやすく、「屋外広告士」と入れられないのですか?

(事務局) 「屋外広告士」という名称は国の登録を受けている試験機関の日本屋外広告業団体連合会が、実際に試験するときに「屋外広告士」試験と称して行っているもので、法律上は「登録試験機関が実施した試験に合格した者」となっておりますので、ここでは法律に従った記載をさせていただいたところです。

(山畑委員)まとめ改正点という資料には屋外広告士と出ているのですが。

(事務局)そのとおりですが、意味は只今、申し上げたとおりです。

(山畑委員)4mを超える広告物のところの「屋外広告物講習会受講修了した建築士」は、単なる講習会修了者ではだめで、建築士で、講習会を修了した者ということですね。技術的なことを言えば、建築士は設計施工を免除されていますので、ここで必要なのは構造物の安全性ということだと思うのですが、広く、一般の他の法律の知識を持った建築士と言うことですね。「広告物等の設置に関し 10 年以上の実務経験を有し、建築士や屋外広告士と同等以上の知識及び技術を有する者」はどのように判断されるのですか。

(事務局)建築士については御指摘のとおりです。実務経験者につきましては屋外広告士や建築士などの有資格者は県内では限られてくると思いまして、そうなりますと、今後、許可を受けて建っている広告物が更新するにあたって、資格者がいないために、更新許可を受けられなくなるのを避けるために、10年以上の経験を有した人を資格者と見なすということで、定めるものでございます。同等以上の知識を有した者という判断は難しいと思うのですが、これにつきましては、10年の履歴書等を出していただいて、実務経験等を判断したいと考えています。同等というのは、4mを超える広告物の設置を何件か経験していることと考えています。4mを超える広告物の設置実績が何件あればいいかは、これから詰めさせていただきたいと考えています。

(山畑委員)4mを超えれば、建築確認の申請が必要ですから、そこで何らかのチェックが入るということですね。

(事務局) そのとおりです。

(議長)他に何か質問はありますか?

(佐藤委員)看板は設置するときに、資格を持った方の名義があれば、何でもOKなのでしょうか。R13を上山から通ってくるのですが、申請があれば、何でもOKなんでしょうか。景観の問題もあると思うのですが。

(事務局)パンフレットで全体を説明させていただきます。屋外広告物については、区域を定めた許可制度を取っていまして、原則的には看板を立てては困りますよという場所を特別規制地域に、許可を受ければ立てていいと言う場所が普通規制地域になります。第 1 種特別規制地域は風致地区とか都市公園、第 2 種特別規制地域は高速道路や鉄道の両側500mなどとなっております。普通規制地域については第 1 種から第 3 種までありまして、第 2 種と第 3 種普通規制地域については、都市計画法で定めがあります、用途地域によって、決まっております。第 1 種普通規制地域については、国県道や広域農道の両側500mなどになります。これら、5 つの地域に分けて規制を行っております。看板の形態に応じて、それぞれの地域の規制基準に合わせて、許可なり受けていただければ、立てられることとなっています。また、自家広告物というのは、自分の敷地の中などに建ててあるものです。これについては許可不要です。ただ、大きさなどの基準はあります。案内広告というのは施設を案内する、広告なんですが、特別規制地域で道程(みちのり)5km以内に表示設置されるもので、位置、方向、距離につい

てのみ表示するもので、3 個まで可能ですが、普通規制地域については、一般広告と同じに許可を受けていただくこととなっています。一般広告物は、特別規制地域では立てられません。普通地域は許可を受けて立てていただくこととなっています。本県の屋外広告物の規制の概略はこのような状況になっています。従いまして、許可を受ける必要がある看板というものは一般広告物で、普通規制地域にあるものになります。

(**佐藤委員**)今、建っている看板というのは基準の中でクリアしたものが建っているということですね。

(**事務局**)許可物件については申請時にチェックしますので、大体基準は守られていますが、 許可が不要の自家広告物は基準に合致しないものが多数、見受けられます。

(**佐藤委員**)電柱に掲示をしていけないという規制があると思うのですが、政党のものでベニヤ板に掲示物を、電柱に巻き付けているものを結構見かけるのですが、ああいうものはどうなんでしょうか。

(事務局)電柱その他に、はり紙、はり札を付けてはいけないことになっています。一方、規則の適用除外というのがありまして、国等や政治資金規制法の届出団体が設置するもの、公職選挙法の選挙運動で設置するものなどが該当になります。

ただし、電柱にビラ(はり紙)を貼るというのはダメです。巻き付けはいい。

(**渡辺委員**) 公職選挙法で個人の政治活動で活用されるポスターはベニヤ板、プラスチック板を用いての掲示はできないと公職選挙法 143 条16 項の規定でなっています。

(**島津委員**) 台風で怪我をなされたことから、改正が始まったと認識しておりますが、新しいものは、壊れるというのはないのかなと思うのですが、何年か建ったものが問題なのではないかと思うのです。こういったものは高さとか、資格とかではないと思うのですが、その辺はどう考えていますか。

(事務局)経年変化したものということですね。それにつきましては、更新の許可、建植広告ですと、3年ごとに更新をしていただくことになっておりまして、確かに経年劣化によって腐食してしまうことが心配されますので、更新許可申請の際に、「自己点検結果報告書」を提出して頂くという改正を考えております。このことは、以前にも、若干そう言う事案がありましたので、今年の春から先行して、自分で点検して更新に望んでくださいという形にさせて頂いております。

(**島津委員**)自己診断、自己点検結果報告書とありますが、年数によっての部分、トンネルの崩落もありましたけども、目視の場合、いろんなものがあるのかなと思いますが、しっかりと確認できる項目からなる報告書になっているのですか。

(事務局)表示と設置の年月日が入ってきます。点検の月日も入ってきます。点検した人、これは先ほど以来、管理者という方の名前と住所が入ってきます。中身ですが、基礎は、クラックや沈下がないか、ぐらつきがないかとか、主要部材は、鉄骨変形、腐食、塗装の老朽化はないか、ボルト等のゆるみ、汚れとかさびないか、照明装置も、照明器具の破損ないかなどを今のところ考えています。その他は広告物によっているんなものが入ると思いますので追加して入

れ、こういった項目で確認した上で、異常があるかどうか点検してもらい、異常のある場合、どのように改善するかと書いてもらって、さらに、いつ処理したかも書き加えた改善の概要を、3年ごとの更新の時に添付して、更新に臨んでもらって、改善されていない場合は更新許可を出さない、改善をチェックした上で更新許可を出すことにしております。

(**島津委員**)自分でチェックして出すと言うことですよね。嘘書くというのはないと思うのですが、パトロールをしていますということでしたが、これが3年に1回提出された場合、特に改善が出てきた場合は行政のなかで、どうやってチェックしていくのでしょうか。

(**事務局**)新規のものも、更新のものも申請を受けて、きちんとパトロールで確認することになっています。

(**島津委員**) 今も、パトロールをしながら、チェックしているということですね。 見逃し、抜けているなという部分がありますか?

(山畑委員)更新されているものはいいのですが、更新されずに放置されているもののチェックというのは働かないと言うことですね。そういうものは広告主もわからないし、立てた人もわからないし、結局土地の所有者がお金出したと言うのが、報告がありましたが、更新されているものは何らかのチェックが入ると言うことですが、更新されないものが問題なのかなと。

(**佐藤委員**)後の報告の違反のところで出てくるのですか?

(**事務局**)関連したものも若干あります。今、山畑委員がおっしゃったのは、昨年ですが、村山市に、ある旅館の看板があったのですが、その旅館が倒産して、看板がそのままになったんですね。ところが、その看板が相当腐食して、危険な状態になったんです。北庁舎の方で指導をして、やっと土地の持ち主が撤去してくれた。そういった指導もしています。一番大変なのは、持ち主がいなくなって、管理者がいなくなった時が一番大変なんです。

(**増田委員**)パトロールして、危ないか、危なくないかを県の方が見回って下さっていると思うのですが、危ないと認識するだけの見方とか知識とか必要になってくるのかなと、是非、屋外広告士を取っていただいて、パトロールしていただければと思います。

点検項目を見せていただいたのですが、保険、対物の保険に入っているかどうかもチェック に入れていただいた方が良い場合があるのかなと思います。

(高澤委員)基本的にこの改正に賛成なのですが、改正されたことによる事業主さんのハードルがどのくらい上がるのかなということをお尋ねしたいのと、もうひとつ広告が危ないとか地域の方がよく見ているのかなと思うのですが、広告が違反だとか、関心自体があまりなかったりとか、どこに行ったらいいのかわからなかったりとか、町内会長さんや自治会長さんに言うというのはあると思うのですが、もう少し、啓発活動などが必要なのではないかと思いました。

(増田委員)事業者にとって、ハードルが高すぎるのではないかとの御指摘なのかなと思いますが、こういう決まりができると看板業者じゃないとできなくなってしまったり、既存の看板屋さんが資格を持っていなくて冷遇されるというのがあると思うのですが、現実に規制がかかるような立て看板は、特定の業者さんがやっていることが多くて、既存の看板屋さんの大きな負担に

なるということはあまり考えられないと思います。ついでなので、お話しさせてもらいますが、今、こういう風の話になるのは、あまりにも野立て看板が過剰に多くなっている状況になってきている。それが問題になってきている。管理者も大事なんですが、全体の野立て看板数自体も考えていかないとならないと業者として、考えております。

(事務局)県内で広告業を営む者は県に業をしていることを登録することになっているのですが、その登録業者さんは約600社あります。資格の話ですが、県内で、屋外広告士の方が54名、1,2級建築士は1万人を超えています。登録業者さんの中にいるか、いないか、別の話になると思いますが、こういう人たちに働きかけて、資格要件を満たしてくるというのは出てくると考えております。

(島津委員)住民に対する啓蒙については・・・

(**事務局**)貴重な御意見を頂いだきました。様々な機会を捉えて、啓蒙を図っていく必要があります。特に、講習会などで、啓蒙を図っていくと共に、様々な媒体を使って、広報に努めていく必要があると考えております。

(議長) 先ほどのアンケートにもありますように、住民や広告主の意識改革が大切になってきます。 島津委員がおっしゃるように今回の改正は非常に重要だと思います。 他よろしいでしょうか。

今回は"規制"を定めるものですので、パブリックコメントを実施する必要があると先ほどご説明がありました。パブリックコメントの結果については、事務局から委員の皆様へ文書報告することでよろしいでしょうか。

(各委員)はい

(議長)続きまして、報告事項に入りたいと思います。まず、「(1)遊佐町の都市計画決定路線の屋外広告物規制の方向性」について、報告を求めます。

(事務局) ~ 資料 - 2のスライドで説明 ~

(議長)私を含め委員3名でこちらの現地調査をしましたが、現在出席しているのが、私だけですので、簡単に感想を述べたいと思いますが、当日は日よりも良くて、鳥海山日和といいますか、すごい美しい風景を見てきました。あの風景を見て、山形県らしい風景、山形県民の心のより所になるようなそんな風景と感じました。ああいった風景を是非とも守っていかなければならないなと感じました。また、県外の方々から見れば、観光資源となるような風景でもありますので、是非ともこの風致を保全する方向で早急に考えていかなければならないなと実感じました。以上、簡単に感想を述べさせていただきました。

何かこれに関して、質問、御意見ありますか。

(島津委員)啓蒙、支援するとありますが、どういう支援になりますか

(**事務局**)遊佐町は景観行政団体になっておりませんので、なるためには、県と協議が必要になって来るのですが、景観法の概要とか、景観行政の進め方とかアドバイス的なもの、屋外

広告物についても条例を定めて規制してやっていくとすれば、そちらについても、県が今までやってきている条例等の説明を十分に行って、遊佐町が屋外広告物条例を定めて、推進されていくのをサポートしていく形になると思います。

(佐藤委員)パンフレットで白抜きが景観行政団体と言うことですが、ピンクのところの自治体は規定内であれば、看板を立てることができるということですか?例えば、山辺の棚田とか、西蔵王とか景観を売りにしているところも立てられるということですか。

(事務局)パンフレットで、白抜きになっているところは、景観行政を各市町村で自らやっているところです。一方、屋外広告物につきましては、一義的に県が規制しております。朝日町の棚田などを含めまして、県内全域について、県の方で屋外広告物条例を施行しています。基準に適合する看板は立てることができます。なお、酒田市については県の事務を移譲しておりますので、酒田市がやっております。基準は県と同じになっています。

(佐藤委員)場所によって違いはないのですか。

(**増田委員**)遊佐町は素晴らしい景観のところですね。これは屋外広告物というより、景観を保全するという意味合いですね。建築物とか、工作物とか、電柱とか含まれるという理解でいいのですか。

(**事務局**) そのような屋外広告物を含めた全体的な中で考えて行く必要があるということで話をしたところです。

(増田委員)観光地になるといいですね。いい景観で過疎の村というのもなんなんで・・・

(島津委員)パンフレットの最後のページの青い方と赤い方とどう違うのですか。

(事務局)青い方が前のページの地図の白抜きになっている5市町村でありまして、ピンクの方は景観法に基づく景観行政団体になっていないものの、景観法が施行される以前から独自の景観条例が施行されている団体でありまして、そちらについては、届出制度も運用されておりますので、従来のそれぞれの市町村の条例で届出制度を運用していただくという意味合いでございます。

(島津委員)同じじゃないんですか?

(事務局)左は景観法に基づく景観行政団体、右は景観法に基づかないけれども景観法施行以前から条例を独自に定めて景観行政を行っていると言うことでございます。後者の市町村では、パンフレットの記載されております届出対象行為及び届出適用除外行為について、独自の基準でやっているということになっています。

(山畑委員)遊佐町が景観行政団体になることは好ましい。県が進めている5地域をきめ細かくする、場合によっては強化すると言う方向性が見られれば、いいのですが、場合によっては、県から外れるということは、風車をいっぱい立てて収入を得たいという町であれば、県の規制をはずすために景観行政団体になって、それなりの方向性を打ち出してしまう市町村もあり

得るということですね。その場合に、県の条例の作った流れの中で景観を作って、地元からの発想で作っていただけるというのがあると思うんですが、その辺りを十分確認して進めていただかないと、思わぬ可能性も出てきてしまうということになると思います。

(**事務局**) そのようなことにならないように、遊佐町が景観行政団体になる際には、町とよく調整していきたいと思います。

(議長)他に何か御意見ありますでしょうか。それでは、続きまして、報告事項の(2)違反広告物の現状と今後の方向性、(3)業界と屋外広告物行政の連携については、違反・是正関係として関連していますので、一括報告を求めます。よろしくお願いします。

(事務局) 事務局説明

(議長)ただ今の報告につきまして、御意見・御質問はございませんか。

(佐藤委員)違反があった広告物というのは撤去命令、最初は注意とかだと思うんですが、それに従わない場合とか、どういう段階で・・・

(**事務局**)パトロールで違反を確認して、どなたが出しているものなのか確知して、相手に違反になっていることをお伝えして是正して頂く形で進めています。

(佐藤委員)それに従わない場合は・・・

(**事務局**)それが先ほどの違反物件という形で現在も残っているということになります。それについてはさらに指導していくということになります。

(**佐藤委員**)この1,549件というのは、村山管内で、どのように数が推移しているのか、いきなり、平成22年にこの数字が出てきたのではなくて、推移しているということですね。

(事務局) そうですね。その年に新しい違反が出る。一方で、是正するものがある。そう言う流れの中で、少しずつ減ってきている状況です。ただ、金額の張るものだとなかなか是正が進まないというものが、自家広告物に多く、そう言うものを立てさせないためにも、許可制にしていかなければならないという問題意識をもっているということで説明したところです。

(**佐藤委員**)さっきの事故みたいに危険なものが残っているという場合は、代執行までいかないのでしょうけど、事故が起きてから、『注意していたんです。』ではなくて、強制的にきつく、厳しくされているのか。

(**事務局**)現在の条例が平成11年に施行されているのですが、平成10年に上山の方で、略式代執行で危険な看板を取った事例があります先ほど、説明が不足していたようですが、その年の違反と、頑張って是正したものとの差が蓄積されて残っていると言うことです。先ほどの村山の件の様に、危険なものは撤去するように頑張っています。

(山畑委員)案内広告の方向性として、許可制から届出制というのが示されているのですが、

観光案内とかの実態を集めているのですが、名所の説明した看板とか、誘導した看板だとか、 非常に目障りなものが、景観上、残念な看板が沢山あります。バリアフリー関係の誘導も届出 制にしてしまうと、バリアフリーもどき的なものが出てきたりとか、設置している人は問題意識が 無くて、弱者のためにと思って、作っているのですが、結果としてあまり良くないものができてし まう。届出制というのが本当にいいのか、専門家が確認した、いいものをちゃんとした位置に設 置した方が長い目でみれば、いいものではないかなと思います。弱者のための緩和措置みた いになっていますが、結果として、本当にそうなのかと少し疑問です。

(**島津委員**)屋外広告物というのは業者さんお作りなっているわけで、業者さんと屋外広告物行政の連携と言うのが一番大事なのではないかなと私は考えます。この点を重点的に連携の企画を色々やっていただくことが大事なんだろうと、行政だけでもできるわけではありませんし、当然作る側がいらっしゃるわけで、そう言った側から御理解いただくような、連携を強めていただきたいなと思います。

(議長)貴重な御意見ありがとうございます。

他に何かございますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして、本日の事項はすべて終了いたしました。活発な御意見ありがとうございました。

(**事務局**)和田会長と委員の皆様、ありがとうございました。その他として、何かありましたでしょうか。

無いようですので以上を持ちまして、本日の審議会を終了いたします。 今日は長時間ご審議ありがとうございました。

(了)

平成24年12月13日

議長

議事録署名人

議事録署名人